

期間内の質問及び回答は以下で全てになります。

令和2年10月14日 企画調整課

令和2年度ひたちなか市子育て世代等定住促進施策立案支援業務委託の質問に対する
回答について

質問1 2社以上の企業が連名で応募することは可能か。不可の場合、再委託の制限や上限金額の設定等はあるか。

回答1 本案件は1社に対する業務委託を想定しており、2社以上による連名での応募は不可とさせていただきます。業務の一部再委託につきましては、専門性などに鑑み、必要だと判断した場合に許可をさせていただきますので、市企画調整課までご相談ください。

質問2 コンセプトムービーの作成について、「子育て世代」と「今後子育て世代に移行するF1層」の2つのターゲットごとに1つの動画を作成すること（合計2つ）、とあるが、合計2つ以上の動画作成の提案も可能か。

回答2 委託上限額の範囲内であれば、2つ以上の動画作成の提案も可能です。その場合、各動画のターゲットやプロモーション手法につきましても、それぞれご提示いただくようお願いいたします。

質問3 「企画提案書及び見積書は、1参加者につき1提案に限るものとし、プレゼンテーションについても同様とする。」とあるが、これは参加1社ごとに1案のみの提案ということであり、B案・C案等の別切り口の提案（別案）は認めないという解釈でよいか。

回答3 企画提案書等については、1参加者につき1案のみとさせていただいております。

質問4 制作する動画の想定される使用期間はどのくらいか。

回答4 動画の使用期間は無期限とさせていただきます。

質問5 効果的なプロモーション手法の検討支援について、想定するプロモーションの実施期間と予算はどのくらいか。

回答5 プロモーションの実施期間に関しては無期限とさせていただきます。予算につきましては、現在確定した数字がございませんので、内容と経費概算を合わせてご提案いただきたいと思います。

質問6 「本業務の履行における7-(1)～(4)までに掲げる成果品（次の8-(2)において「成果品」という。）の所有権は、全てひたちなか市に帰属するものとする。」とあるが、映像の使用に付随する、音楽(選曲)・ナレーター・出演者などの「著作権・肖像権等」は、全て市による「買取を前提とする」という解釈でよいか。

回答6 買取となります。委託上限額を超えない範囲で作成いただき、ライセンス料や印税等、継続的な経費がかからない形での納品をお願いいたします。

質問7 映像制作の企画により、市民の出演を希望する場合は、その手配（一般・職員の方々等の選定と出演依頼）に関してはご協力いただけるか。

回答7 協力可能です。希望される場合は、市企画調整課までご相談ください。

質問8 既存の、ひたちなか市が保有する映像・写真等の映像・画像資産は使用できるか。

回答8 使用可能です。